

福県医発第720号(地)

平成19年 7月27日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

平成19年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等、国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の取扱い等について

今般発生いたしました新潟県中越沖地震の被災に伴い、厚生労働省保険局関係各課から、被災者等に係る一部負担金等の減免等について事務連絡が発出された旨、日本医師会から別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

健康保険法、国民健康保険法及び老人保健法等におきましては、災害等の特別な事情がある被保険者等に対し、保険者等の判断により一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとなっております。

今回の事務連絡では、今般発生いたしました新潟県中越沖地震におきましても、その被害状況に応じて適切な措置が講じられるよう示されており、概要は下記のとおりであります。

なお、健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いにつきましては、資料1のとおりであります。

本件につきましては、本会ホームページの会員専用中郡市医師会宛文書に掲載しております。

記

1. 被災世帯の被保険者等が保険医療機関等で受診する際に、保険者等が交付した一部負担金の減免又は徴収猶予に係る証明書を提示した場合には、保険医療機関等の窓口において減額後の一部負担金のみを徴収した上で、減額・免除・徴収猶予が認められた額については、以下のレセプトの記載要領に従い、審査支払機関に請求すること。

○診療報酬明細書の記載について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

事務連絡(保78)
平成19年7月19日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満

平成19年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等、
国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金
の取扱い等について

今般発生いたしました新潟県中越沖地震の被災に伴い、厚生労働省保険局関係各課から、被災者等に係る一部負担金等の減免等について事務連絡が発出されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

健康保険法、国民健康保険法及び老人保健法等におきましては、災害等の特別な事情がある被保険者等に対し、保険者等の判断により一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとなっております。

今回の事務連絡では、今般発生いたしました新潟県中越沖地震におきましても、その被害状況に応じて適切な措置が講じられるよう示されております。

なお、健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いにつきましては、平成18年10月3日付け日医発第721号(保125)にてお知らせ申し上げているところであります(参考資料「1.」をご参照下さい)。

被災世帯の被保険者等が保険医療機関等で受診する際に、保険者等が交付した一部負担金の減免又は徴収猶予に係る証明書を提示した場合には、保険医療機関等の窓口において減額後の一部負担金のみを徴収した上で、減額・免除・徴収猶予が認められた額については、下記のレセプトの記載要領に従い、審査支払機関に請求することになります。

また、新潟県中越沖地震の被災に伴い、被災者が被保険者証、健康手帳等を焼失あるいは、家屋に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等が考えられます。この場合、被用者保険の被保険者等にあつては、①氏名、②生年月日、③事

業所名を、国保の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては、①氏名、②生年月日、③住所を申し立てることにより、保険診療を行うことを可能としたところであります。この取扱いにつきましては、被災者が新潟県及び長野県以外で受診する場合においても同様であります（添付資料「3.」をご参照下さい）。

つきましては、以上の内容につきまして、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険のページに掲載いたします。

記

○診療報酬明細書の記載について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の別紙1「診療報酬請求書等の記載要領」の「Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領」の「第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）」の「2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項」の「(35)「療養の給付」欄について」のイの（イ）及びウの（カ）のとおり。

(35)「療養の給付」欄について（抜粋）

イ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であつて限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があつた者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。）に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

（イ）健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担金額が「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合には、減額される金額を記載して「円」の字句を○で囲むこと。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

ウ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であつて限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があつた者で高額療養費が現物給付された者に係るものに限る。）及び老人医療に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

（カ）健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担額が「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」

単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲むこと。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

以上

(添付資料)

1. 「平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等，国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の取扱いについて」の送付について
(平 19. 7. 18 厚生労働省保険局総務課老人医療企画室・保険課・国民健康保険課・医療課 事務連絡 (日本医師会宛))
2. 平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等，国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の取扱いについて
(平 19. 7. 18 厚生労働省保険局総務課老人医療企画室・保険課・国民健康保険課・医療課 事務連絡)
 - ①平成 19 年新潟県中越沖地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の取扱いについて
(平 19. 7. 17 厚生労働省保険局総務課老人医療企画室 事務連絡)
 - ②平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料(税)の取扱いについて
(平 19. 7. 17 厚生労働省保険局国民健康保険課 事務連絡)
 - ③平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱いについて
(平 19. 7. 17 厚生労働省保険局保険課 事務連絡)
3. 「新潟県中越沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について」の送付について
(平 19. 7. 17 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

(参考資料)

1. 健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて
(平 18. 10. 3 日医発第 721 号 (保 125))
 - ◎健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて
(平 18. 9. 14 保保発第 0914003 号 厚生労働省保険局保険課長通知)

事 務 連 絡
平成19年7月18日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局
総務課老人医療企画室
保険課
国民健康保険課
医療課

「平成19年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等、国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の取扱いについて」の送付について

標記について、別添のとおり各地方社会保険局事務局、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課(部)等あて通知したのでご連絡いたします。

事 務 連 絡
平成19年7月18日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県老人医療担当主管部（局）
老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局
総務課老人医療企画室
保険課
国民健康保険課
医療課

平成19年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等、国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の取扱いについて

今般、新潟県中越沖地震が発生したことに伴い、被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者、国民健康保険被保険者並びに老人医療受給対象者（以下「被保険者等」という。）に係る一部負担金等の減免等について、別添のとおり、新潟県、長野県及び健康保険組合に周知したので、ご承知願いたい。

また、被災世帯の被保険者等が保険医療機関等で受診する際に、保険者等が交付した一部負担金減免証明書を提示した場合には、保険医療機関等の窓口において減額後の一部負担金のみを徴収した上で、減額・免除・徴収猶予が認められた額については、レセプト記載要領に従い、保険者等に請求するよう、関係保険医療機関等に周知方願いたい。

(別 添)

事 務 連 絡

平成19年7月17日

新潟県老人医療担当主幹課 殿

長野県老人医療担当主幹課 殿

厚生労働省保険局総務課

老人医療企画室

平成19年新潟県中越沖地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の
取扱いについて

標記については、老人保健法（昭和57年法律第80号）第28条第3項の規定により、市町村長は、老人医療に係る一部負担金の減免を行うことができるものであるが、今回の平成19年新潟県中越沖地震の被害の甚大さにかんがみ、あらためて周知することとしたので、貴管下市町村及び被災した老人医療受給対象者等関係者に周知徹底を図られたい。

(別 添)

事 務 連 絡

平成 1 9 年 7 月 1 7 日

新潟県福祉保健部医薬国保課 殿
長野県衛生部医療政策課 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成 1 9 年新潟県中越沖地震により被災した国民健康保険被保険者
に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて

標記については、今般の平成 1 9 年新潟県中越沖地震の被害の甚大さ等に鑑み、当該災害による被災世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）について、下記内容をあらためて周知することとしたので、関係保険者への連絡・指導等よろしく取り計らいたい。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 4 4 条、第 7 7 条及び第 8 1 条並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 5 条、第 2 0 条の 5 の 2 及び第 7 1 7 条の規定、及び「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについて」（昭和 3 4 年 3 月 3 0 日保発第 2 1 号）に基づき、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民健康保険料（税）の減免、徴収猶予及び納期限の延長を行うことができることとなっており、被災被保険者の一部負担金及び国民健康保険料（税）についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の減免額については、その実情に対応して調整交付金を交付する措置を行う予定であること。
- 3 一部負担金及び国民健康保険料（税）の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

(別 添)

事 務 連 絡
平成19年7月17日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課

平成19年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等
に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱いについて

標記については、今般の平成19年新潟県中越沖地震の被害の甚大さ等にかんがみ、当該災害による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等及び被災事業所等に係る健康保険料について、下記内容をあらためて周知することとしたので、よろしく取り計らいたい。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の平成19年新潟県中越沖地震に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。その手続については、別添1（平成18年9月14日保保発第0914003号）を参照されたいこと。

2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について

地震により被災した事業所等に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、別添2の平成16年11月16日保保発第1116001号の1及び2並びに別添3の平成16年10月27日付事務連絡の1にお示ししている事項に留意の上、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

3 被保険者証の取扱いについて

地震による被災により被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、別添3の平成16年10月27日付事務連絡の2及び3（1）にお示ししている事項に留意の上、適切に対応されたいこと。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること（別添4参照）。

4 保険給付費等の支払いについて

① 被災した被保険者から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払

いを行うこと。

- ② 被災地域に所在する事業所に対して健康保険料の納付期限の延長措置等を講じたことにより、収入が一時的に不足し診療報酬等の支払いが困難な場合については、準備金等の一時繰入を行う等により対応すること。

なお、準備金等の繰入等のため、緊急に予算を変更する必要がある場合については、理事長専決により対応することも差し支えないこと。

- 5 老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予について

被災した健康保険組合にあっては、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予を社会保険診療報酬支払基金に申し出ることができること。

- 6 その他

上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

(別添1～5 略)

事 務 連 絡
平成19年7月17日

地 方 社 会 保 険 事 務 局	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県老人医療主管部（局）		
老人医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

「新潟県中越沖地震による被災者に係る被保険者証等の
提示等について」の送付について

今般、新潟県中越沖地震が発生したことに伴う措置について、別添のとおり、新潟社会保険事務局等に周知したところであるので、ご承知願いたい。

また、被災により被保険者証等を家に残してきたまま避難している等の理由がある場合に、保険医療機関等に当該被保険者証等を提示できない場合であっても受診できる取扱いとしたことについては、被災者が新潟県及び長野県以外で受診する場合においても同様であるので、ご承知の上、関係保険医療機関等に周知方願いたい。

【別添】

事 務 連 絡
平成 1 9 年 7 月 1 7 日

新潟社会保険事務局
新潟県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
老人医療主管課（部）
長野社会保険事務局
長野県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
老人医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新潟県中越沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について

新潟県中越沖地震の被災に伴い、被保険者証、健康手帳等を焼失あるいは、家屋に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国保の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、その取扱いについて、関係者に対して、遺漏なきよう周知されたい。

また、新潟社会保険事務局及び長野社会保険事務局におかれては、管下保険医療機関及び保険薬局の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等（平成 1 6 年新潟県中越地震の際の対策（別紙参照）の各項目を必要とする状況下にある保険医療機関等があるか否か等）について、新潟県、長野県、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者から情報収集し、下記まで報告されたい。

厚生労働省保険局医療課医療係
T E L : 03-5253-1111（内線3276）
F A X : 03-3508-2746

日医発第 721 号 (保 125)
平成 18 年 10 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
唐 澤 祥 人

健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

本年 10 月 1 日に施行された健康保険法及び船員保険法の一部改正におきまして、保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、保険医療機関等に一部負担金等を支払うことが困難であると認められるものに対し、当該一部負担金等の徴収猶予、減額又は免除の措置を採ることができることとされております。また、健康保険法施行規則等の一部改正(平成 18 年 9 月 15 日付け日医発第 633 号にてご連絡済み。)におきまして、厚生労働省令で定める特別の事情とは、「被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと」とされたところであります。

今般、健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免について具体的な取扱いが示されましたので、ご連絡申し上げます。

今回示された取扱の概要につきましては、下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成 18 年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載いたします。

記

健康保険及び船員保険における 一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

第1 健康保険関係

1 一部負担金等の徴収猶予

保険者は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により、6か月以内の期間を限って、以下の徴収を猶予することができる。

- ① 一部負担金
- ② 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する者は除く。）
- ③ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ④ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する者は除く。）
- ⑤ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

この場合において、当該被保険者又はその被扶養者が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該被保険者等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、保険者が当該一部負担金等を当該被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

2 一部負担金等の減免

保険者は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により当該被保険者及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができる。

〔参 考〕

健康保険法第75条の2（平成18年10月施行）

- 1 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者で

あって、保険医療機関又は保険薬局に第74条第1項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第74条第1項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもって足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 (略)

健康保険法施行規則第56条の2（平成18年10月施行）

健康保険法第75条の2第1項の厚生労働省令で定める特別の事情は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこととする。

3 前記「1」及び「2」の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮する。

また、前記「1」及び「2」の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各保険者の判断により弾力的に実施する。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、申請書（保保発第0914001号中の別紙様式1）を提出する。

5 証明書の交付

- (1) 保険者は、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（保保発第0914001号中の別紙様式2参照）を申請者に交付する。
- (2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給を受けようとするときは、(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて保険医療機関等に提出する。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、
 - ① 一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足りる。
 - ② 一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しない。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金相当額については審査支払機関に請求する。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 保険者は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその猶予を取り消し、これを一時に徴収することができる。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該保険者に返還させるものとする。

第2 船員保険関係

船員保険についても、第1に準じて取り扱う。

以上

(添付資料)

1. 健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて
(平 18. 9. 14 保保発第 0914001 号 厚生労働省保険局保険課長通知)

保保発第0914001号
平成18年9月14日

社会保険庁運営部医療保険課長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公印省略)

健康保険及び船員保険における一部負担金
等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号）が平成18年10月1日から施行される所であり、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第75条の2第1項又は船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成18年6月21日保発第0621002号及び平成18年9月8日保発第0908003号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

記

第1 健康保険関係

1 一部負担金等の徴収猶予

保険者は、被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当した事」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）又は家族訪

間看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該被保険者又はその被扶養者（以下「被保険者等」という。）が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該被保険者等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、保険者が当該一部負担金等を当該被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

保険者は、被保険者が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該被保険者の申請により当該被保険者及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各保険者の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 保険者は、健保法第75条の2第1項又は健保法第110条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

(1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。

(2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額について

は審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 保険者は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免がれようとする行為があつたと認められるとき。
- (2) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免がれた額を当該保険者に返還させるものとする。

第2 船員保険関係

船員保険についても、I に準じて取り扱うこと。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額 申請書
徴収猶予 免 除

被保険者証記号番号					
被保険者	氏名		生年月日		性別
	住所				
減額等を希望する対象者	氏名		生年月日		性別
	住所				
	傷病名				
	発病又は負傷年月日				
減免等を申請する理由					

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

[社会保険事務所長
健康保険組合理事長] 殿

被保険者 住 所
氏 名

印

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

一部負担金等 減 額
免除 除 証明書
徴収猶予

被保険者証記号番号					
被保険者	氏名		生年月日		性別
	住所				
対 象 者	氏名		生年月日		性別
	住所				
減免等の内容					
減 額 負担割合 割			有効期限		
免 除			平成 年 月 日		
徴収猶予					

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

社会保険事務所長
健康保険組合理事長



備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

保保発第0914002号
平成18年9月14日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局保険課長
（公印省略）

健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号）が平成18年10月1日から施行されるところであり、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第75条の2第1項又は船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成18年6月21日保発第0621006号及び平成18年9月8日保発第0908005号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、健康保険組合の指導に当たり、遺憾なきを期されたい。

記

（以下略）

保保発第0914003号
平成18年9月14日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号）が平成18年10月1日から施行される所であり、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第75条の2第1項又は船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成18年6月21日保発第0621003号及び平成18年9月8日保発第0908006号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

（以下略）